

大泉町立南小学校『いじめ防止基本方針』

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より)

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止（いじめを生まない土壌づくり）

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

○人権教育・道徳教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止し、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「おもいやり」「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

- 生徒指導委員会（月1回開催）
 - ・児童の生活や学習の様子から見える課題や指導等についての情報交流、共通行動の確認等を行い、いじめの未然防止に努める。

 - 教育相談
 - ・常に学級担任が児童一人一人と向き合い、児童の悩みや相談を聞き、問題の解決に努める。（チャンス相談の実施）

 - いじめ防止に特化した授業の実施
 - ・各学級において、学期に一度いじめに特化した授業を行い、子ども自らいじめの問題を考える機会を設ける。
- イ 児童一人一人の自己有用感を高める。
- 「できた」「わかった」という達成感のある学習活動
 - 児童一人一人に基礎・基本の定着を確実に図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもつことができるような学習活動を計画的に実施する。また、主体的に学習へ取り組む意欲を育むために、発問や板書、指導方法等を工夫する。
- ウ 保護者・地域・その他の関係者との連携
- 定期的な懇談会の実施
 - 学級懇談会や民生委員・児童委員や学校評議員等との懇談会を定期的に実施し、家庭や地域での児童の様子を把握する。また、日頃からいじめ等に関する情報を聞き出しやすい関係づくりに努める。
- エ 人とつながる喜びを味わう体験活動
- なかよし集会（たてわり活動としての異学年交流）
 - おもいやり集会・おもいやり作文の発表

 - 学校行事や委員会による活動
 - 目標をもち、仲間と協力して活動を工夫する体験を通して、学級や学校への所属感を高めるため、計画的に学校行事や委員会による活動を実施する。

 - 児童会を中心としたいじめ防止活動
 - 児童会を中心にあいつ運動やいじめ防止の啓蒙活動を行い、児童自らいじめを許さない雰囲気醸成する。

②いじめの早期発見のための措置

- ア 日々の観察
- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

また、日常の生活の中で一人でいる児童については、常に様子を確認する。

イ 連絡帳や日記等の活用

○連絡帳や日記（生活振り返り欄）等の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

○気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

ウ 学校生活アンケート（月1回実施）

○いじめを早期に発見するために、児童に対して定期的なアンケートを実施する。

エ スクールカウンセラーの活用

○児童及び保護者に対して、スクールカウンセラーに相談できるというところを周知し、希望があればスクールカウンセラーとの相談を迅速に設定する。

オ いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラルに関する研修会等を行う。また、学年に応じた情報教育に関する指導を計画的に実施する。

（２）いじめ防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当（学年）、養護教諭、（スクールカウンセラー）

イ 活動内容

○いじめの早期発見に関すること。

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

ウ 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。